



しんろだより

第6号 令和7年12月8日
米子養護学校 進路指導部

一人一人の能力を最大限に伸ばし、自立と社会参加に向けて、より豊かに生きる児童生徒を育成する

卒業後に向けた進路の流れについて

10月から11月にかけ、高等部では2回目の現場実習を行いました。1、2年生の現場実習は「自分の力を試す」「適性を考える」ための実習で、3年生にとっては、進路先の決定につながる重要な実習でした。

本校を含め特別支援学校では、現場実習を通して生徒の働く様子などを見ていただき、「どのような支援があれば働けるのか」、「安定して過ごせるのか」などを、事業所とやりとりしながら、生徒たちの進路先が決まっていきます。

そのため、1回1回の実習がとても大切です。どこで、何を目的に実習を行うかを本人、保護者、学校とで確認をしながら実習先を選定・実施しています。

1年		2年		3年	
6月	10月	6月	10月	6月	10月
校内実習	現場実習	現場実習	現場実習	現場実習	現場実習
現場実習に向けて意欲や基本的な対人態度などを育てる。	本人、保護者の進路希望、学校での様子、本人の適性等をもとに選定した事業所で実習	本人、保護者の進路希望、学校での様子、本人の適性等をもとに、卒業後の進路候補となりうる事業所で実習		卒業後の進路先として第1候補となる事業所で実習	

高等部3年生は今回の実習後、進路懇談を行い、卒業後の就労・利用希望先事業所を決定し、就職選考応募・サービス申請へと進めていきます。

■福祉サービス事業所利用の場合(就労移行支援、就労継続支援A型・B型、生活介護)

卒業後に福祉サービス事業所を利用する場合、高等部3年の12月から利用申請手続きが始まります。お住まいの市町村から受給者証が交付されれば、卒業式の翌日以降からサービスを利用することができます。

- ① 現場実習
- ② 卒業後に利用を希望する事業所を懇談で確認
(高等部3年11月)
- ③ サービス利用申請
(12月14日までに市町村役場へ書類を提出)
- ④ サービス等利用計画案作成(相談支援専門員へ依頼)
- ⑤ 移行支援会議(2月初旬から中旬ごろ)
- ⑥ 支給決定(市町村から受給者証が交付される)
- ⑦ サービス利用開始



■企業就労の場合

特別支援学校の企業就労は、高等学校とは異なります。現場実習を実施したうえで、企業も本人も雇用、就労に前向きな場合、企業から求人票が届きます。その求人に応募し、面接・試験を受けます。

就労継続支援A型事業所も、雇用契約を結ぶので、内定までの流れは同じです。

- ① 現場実習
- ② 求人票(企業からハローワークへ)
- ③ 応募
- ④ 面接・試験
- ⑤ 内定
- ⑥ 移行支援会議
- ⑦ 入社



■進学の場合

知的障がいのある方の職業能力開発施設は、鳥取県立産業人材育成センター倉吉校、国立吉備高原職業リハビリテーションセンターなどがあります。毎年オープンキャンパスが開催されています。

- ① 応募(ハローワークへ書類を提出)
- ② 職業評価等(障害者職業センター)
- ③ 選考(10~11月ごろ 学科試験、作文、面接等)
- ④ 入校



進路選択に向けては『本人・保護者の思い』、『本人の強みや苦手なこと』、『事業所の特徴』のマッチングが重要です。小学部・中学部のころから「どんな大人になる?」「そのためにはどんな力や環境が必要?」「何を優先して進路を考える?」等、将来についてぜひ家庭でも話題にしていただき、その思いを学校へお聞かせください。

----- 切り取り線 -----

進路に関して知りたい情報がありましたら御記入ください

学部 小・中・高 _____ 名前 _____

担任 → 各学部進路指導部